

# 「山形ゼロ災3か月運動・2019」実施要領

～ 労働災害ゼロをめざして参加しましょう！ ～

## I 趣旨

働く方々一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう不断の努力が必要です。

山形県内の労働災害は、長期的には増減を繰り返しながらも大きく減少してきました。しかし、昨年（2018年）は前年比+16.6%と大きく増加し1,313人となり12年ぶりに1,300人を超えています。

このような状況の下、「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018年から2022年）の目標<sup>\*</sup>達成に向け、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会を実現するため、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識し「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の運動を実施するものです。

※死亡災害：2018年から2022年までの死亡者数を前次期間と比較し15%以上減少させる。（5年間で41人以下）

※死傷災害：2022年までに2017年の死傷者数と比較し5%以上減少させる。（2022年の死傷者数を1069人以下）

## II 実施事項等

- 1 運動期間 : 令和元年（2019年）10月1日から12月31日まで
- 2 主催者 : 山形労働局・各労働基準監督署  
: 山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会
- 3 後援者 : 東北（北陸）地方整備局県内各事務所、東北運輸局山形運輸支局、  
（予定） : 東北森林管理局県内各管理署、東北農政局県内各事業所、山形県
- 4 実施者 : 山形県内の事業場
- 5 主催者実施事項（各災害防止団体・各地区労働基準協会）
  - （1）傘下会員事業場等に対する運動の周知、参加勧奨
  - （2）本運動参加事業場の登録、参加シールの交付等

- 6 主催者実施事項（山形労働局・各労働基準監督署）
  - (1) 山形県内労働災害防止関係団体等への支援
  - (2) 本運動に関する周知及び広報（主催者団体以外の関係団体）
  - (3) 山形労働局ホームページに参加事業場名の掲載

#### 7 実施者（事業場の）実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」（別紙参照）
- (2) 「無災害運動」（災害防止活動）の実施（別紙参照）
  - ・経営トップ等による職場巡視
  - ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
  - ・危険個所の見える化の実施（転倒危険個所のマップ作成等）
  - ・安全衛生の各級管理者の役割の確認
  - ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検の実施

### Ⅲ 参加申込等

- 1 参加申込期間 : 令和元年（2019年）8月1日から9月30日まで
- 2 参加費 : 無料
- 3 参加資格 : 山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）  
【建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能】
- 4 参加申込方法 : 「参加申込書」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。
- 5 参加シールの交付 : 参加申込み事業場には、参加シールを交付します。
- 6 参加事業場名の公表 : 参加事業場名を主催者団体や山形労働局のHP等で公表します。（公表を希望しない場合は、申込書に「希望なし」表示）  
【※HP公開は10月中旬頃を予定】